

県所管域（指定都市及び中核市を除く。）

}	指定障害者支援施設 指定障害福祉サービス事業所 指定一般相談支援事業所 指定特定相談支援事業所	管理者殿
---	--	------

神奈川県福祉子どもみらい局

福祉部障害サービス課長

（ 公 印 省 略 ）

障害福祉分野のICT導入モデル事業の募集について（通知）

本県の障がい福祉行政の推進については、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国の令和6年度（令和5年度からの繰越分）障害福祉分野のICT導入モデル事業が実施されることとなりました。

つきましては、次の事業内容等を御確認いただき、事業の活用を希望される施設、事業者等におかれましては、期日までに必要事項を回答してください。

なお、応募により補助金の交付が確定するものではありませんので御留意ください。

1 障害福祉分野のICT導入モデル事業について

(1) 事業内容

障害福祉分野におけるICTの活用により障害福祉サービス事業所等における業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進するため、障害福祉サービス事業者等がICTを導入する際の経費を補助する。

(2) 対象施設

障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、一般相談支援事業所又は特定相談支援事業所

※障害児通所支援事業所、障害児入所施設及び障害児相談支援事業所は今回の補助事業の対象外です。別途、子ども家庭庁所管の「障害児支援分野のICT導入モデル事業」に係る募集をご確認ください。

(3) 補助対象の例

ア 情報端末（タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、インカム）

イ ソフトウェア（次のものに限る。なお、開発の際の開発基盤のみは対象外。）

(ア) 事業所での業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携含む。）、請求業務を一気通貫（転記等の業務が発生しない）で行うことが可能となっているものであるもの。

(イ) バックオフィス業務（業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成、人事、給与、ホームページ作成などの業務）のためのソフトウェアであって、転記等の業務が発生しない一気通貫（転記等の業務が発生しない）の環境が実現できるもの。

ウ 通信環境機器等（W i - F i、ルーターなど）

エ 保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策など）

※ ウ、エについては、ア、イの導入に必要なものに限り対象。

(4) 補助割合

国 1 / 2 県 1 / 4 事業者負担 1 / 4

(5) 補助基準額の上限

1 事業所あたり 100 万円を上限とする。

2 応募について

(1) 回答期日

令和 6 年 6 月 21 日（金） 17 時必着

(2) 回答方法

次により、関係資料を電子メールで提出してください。

< 提出資料 >

・ 02_【神奈川県】国庫補助協議書（別紙 3・4）< 事業所名 >.xlsx（Excel）

※ ○○ に法人名を記載すること

・ 製品のカatalog（PDF）

・ 見積書（PDF）**※ ウェブサイトのスクリーンショットは認められません。**

→ 複数の業者から徴し、当該見積書を提出すること。また、原則として、最低価格を提示した業者を選定し、その価格を回答様式に記載すること。

< 提出先 > shisetsu-koubo@pref.kanagawa.lg.jp

※ メール の 題名 に「R6 ICT(成人) _ ○ ○（法人名）」と記載すること。

(3) その他要件等

ア 事務体制等

○ 締切日までに複数の書類提出が必要になりますので、その事務量及び迅速な処理が必要になることを予め御承知おきください。

イ 補助事業の期間について

○ 県の交付決定後から、事業着手（契約等）が可能です。

※ 交付決定前に事業着手することは認められません。

※ 交付決定前に ICT 機器等を購入した場合や月額利用サービスの契約を行った場合には、全て補助対象外となりますのでご注意ください。

○ 補助事業の完了（機器等の導入完了）は原則として令和 6 年度中とします。

詳細な導入スケジュールについては応募の段階で個別に相談させていただく場合

があります。

- ※ 県からの交付決定の時期は、国の動向により応募後数か月後となる場合があります。

ウ 導入効果等の公表について

- 本事業により I C T 機器等を導入した事業者は、実績報告書とは別に概ね導入 3 か月後に客観的かつ定量的な指標に基づいて導入前後を比較の上、導入製品の内容や生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減の効果等について県に報告していただきます。また、報告内容について自身のホームページ等で公表していただきます。なお、県においても公表情報について、県HPに掲載します。

エ 国における優先採択の基準

- 国において採択の可否について査定を行う際、以下の事業者による申請について優先的に採択されます。(県では、その他の視点を踏まえた上で、県としての優先順位を決定します)
 - ① 生産性向上により超過勤務手当等の経費に金銭的剰余が出た場合には、当該費用を利用者が受ける障害福祉サービスの質の向上や職員の賃金改善に資する取組に適切に使用することとし、その旨を職員等に周知する旨を申し出た事業所
 - ② 応募時において「福祉・介護職員処遇改善加算」を算定している事業所

オ 補助対象外とする事業所等について

- 同一法人が運営する既存事業所において、障害者総合支援法第 48 条第 1 項及び児童福祉法第 21 条の 5 の 22 第 1 項に基づく監査を受け、障害者総合支援法第 49 条第 1 項及び第 2 項並びに児童福祉法 21 条の 5 の 23 第 1 項に基づく勧告又は、障害者総合支援法第 50 条第 1 項及び児童福祉法 21 条の 5 の 24 第 1 項に基づく行政処分を受けた法人は、当該勧告等を受けてから 5 年間は補助対象外となります。
- 同一法人が運営する既存事業所について、応募の時点で県障害サービス課監査グループをはじめとする行政機関から虐待認定や書面で指導を受けており改善措置が完了していない場合は、補助対象外となります。
- 過去に障害福祉サービス事業者等に対する同様の I C T 導入支援補助金（「令和 4 年度障害福祉分野の ICT 導入モデル事業」等）により補助を受けて同種の I C T 機器等を購入したことがある障害福祉サービス事業者等は、本事業による補助の対象となりません。

カ 研修の受講

- 県の実施する I C T 機器等の導入に係る研修を必ず受講していただきます。(研修の受講が補助要件となります。)

問合せ先

福祉施設グループ 西川、山田、安井

電 話 045-210-1111 (内線 5032)

メールアドレス shisetsu-koubo@pref.kanagawa.lg.jp